

Press Release

報道各社 御中



投票用紙の二重交付について

～ 第50回衆議院議員選挙・第26回最高裁判所裁判官国民審査 ～

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員選挙・第26回最高裁判所裁判官国民審査の投票場（第13投票所）において、有権者への投票用紙の二重交付事案が1件発生しましたので、以下のとおりお知らせします。

本件につきましては、公平・公正な選挙を執行すべきところであり、町民の皆様に深くお詫び申し上げます。

1. 事案発生日時

令和6年10月27日（日） 午前8時30分～40分の間

2. 事案発生投票所

与謝野町第13投票所（算所会館）

3. 事案発生件数

1件

4. 事案発生の概要

当該有権者は、令和6年10月26日（土）に期日前投票（役場加悦庁舎）で、入場券を持参せずに、小選挙区選出議員選挙・比例代表選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票を行った。27日（日）、入場券を持参し与謝野町第13投票所に入場。受付と名簿抄本（紙）の照合を行う担当者は、入場券を受け取り名簿抄本の確認を行ったが、照合欄の「期日前投票済み」の記載を見落とし、再度、小選挙区選出議員選挙・比例代表選挙・最高裁判所裁判官国民審査を投票させた。

投票後、名簿抄本に投票済みであることを書き込もうとしたところ、期日前投票済みの記載があることに気が付き、本件事態が発覚した。

なお、この投票については、有効票として取り扱ってまいります。

5. 選挙管理委員会委員長のコメント

投票用紙の交付に十分注意するよう周知を行っていた中で、このような事案が発生したことを非常に重く受け止めるとともに、深くお詫び申し上げます。

再発防止のため、各投票所の投票管理者に「照合欄の確認の徹底」を指示し、再発防止に取り組んでまいります。

与謝野町選挙管理委員会 委員長 波尻敏男

問い合わせ先

与謝野町選挙管理委員会事務局（総務課内）

担当：伊達

電話：0772-43-9010